



2022年7月15日

各位

会社名 室町ケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 青木 淳一
(コード番号：4885 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 井内 聡
(TEL. 0944-41-2131)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年8月26日開催予定の第76回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)2022年5月19日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第76回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する付則を設けるものです。
- (3)上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の時期

定款変更のための株主総会開催日：2022年8月26日(金曜日)

定款変更の効力発生日：2022年8月26日(金曜日)

3. 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	(機関) 第4条 当社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほか、次の機関を置く。

現行定款	変更案
<p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものをみなすことができる。</u></p>	<p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当会社の取締役は、<u>9</u> 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>株主総会において</u>選任する。</p> <p>2) ～3) (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2) 株主<u>又は</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会<u>並びに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当会社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>8</u> 名以内とする。</p> <p>2) 当会社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、<u>4</u> 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2) ～3) (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2) <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3) <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4) <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2) 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2) 代表取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2) 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、会社法 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p><u>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p>2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第28条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 5 章 計 算</p>
<p>第 36 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条～第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>付 則 (新設)</p>	<p>付 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 当社は、第 76 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2) 第 76 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2) 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3) 本条の規定は、令和5年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上